

久慈川・那珂川流域における減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、久慈川・那珂川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 本協議会は、常陸河川国道事務所が管理する一級水系久慈川・山田川・里川・那珂川・藤井川・桜川・涸沼川を対象とする。

- 2 事務局は、本協議会の構成員の同意を得て第1項によるもののほか、第1項に接続する河川を対象河川に加えることができる

(構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて別表1の構成員の一部からなる部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、第2項によるもののほかに構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 本協議会及び幹事会の事務局を、関東地方整備局常陸河川国道事務所流域治水課に置く。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会において実施する事項は以下のとおりとする。

- 1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項
- 5 久慈川及び那珂川緊急治水対策プロジェクト推進・実施のフォローアップ

(会議の公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることが出来る。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(附則)

本規約は、平成28年6月3日から施行する。

本規約は、平成30年5月30日に改定する。(水防法の改正により)

本規約は、令和元年5月16日に改定する。(組織改編)

本規約は、令和元年11月13日に改正する。(部会の設置)

本規約は、令和2年5月28日に改正する。(構成員、プロジェクト等追加)

本規約は、令和3年3月3日に改正する。(構成員等追加)

本規約は、令和3年5月28日に改正する。(構成員役職等変更)

本規約は、令和5年4月26日に改正する。(組織改編等による変更)

本規約は、令和6年5月29日に改正する。(構成員役職等変更)

本規約は、令和7年6月2日に改正する。(事務局設置部署の変更)

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長
国土交通省 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所長
気象庁 水戸地方気象台長
気象庁 宇都宮地方気象台長
茨城県 土木部河川課長
茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長
栃木県 知事
茨城県 水戸土木事務所長
茨城県 常陸太田工事事務所長
茨城県 常陸大宮土木事務所長
茨城県 高萩工事事務所長
茨城県 常陸大宮土木事務所太子工務所長
水戸市長
日立市長
常陸太田市長
ひたちなか市長
常陸大宮市長
那珂市長
茨城町長
大洗町長
城里町長
東海村長
太子町長
大田原市長
那須烏山市長
茂木町長
市貝町長
那珂川町長
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 執行役員水戸支社長
日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 部長
鹿島臨海鉄道株式会社 代表取締役副社長
ひたちなか海浜鉄道株式会社 代表取締役

【オブザーバー】

那須町長
東京電力リニューアブルパワー株式会社 那須野事業所長
農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
農林水産省 関東農政局 那珂川沿岸農業水利事務所長

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 副所長
 国土交通省 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所 副所長
 気象庁 水戸地方气象台 防災管理官
 気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官
 茨城県 土木部河川課水防災・砂防対策室長
 茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長補佐
 栃木県 県土整備部河川課 県土防災対策班長
 栃木県 危機管理防災局危機管理課長補佐
 茨城県 水戸土木事務所 河川整備課長
 茨城県 常陸太田工事事務所 河川整備課長
 茨城県 常陸大宮土木事務所 河川整備課長
 茨城県 高萩工事事務所 河川整備課長
 茨城県 常陸大宮土木事務所大子工務所 道路河川整備課長
 栃木県 大田原土木事務所 企画調査部企画調査課長
 栃木県 烏山土木事務所 企画調査部企画調査課長
 栃木県 真岡土木事務所 企画調査部企画調査課長
 水戸市 市民協働部防災・危機管理課長
 日立市 総務部防災対策課長
 常陸太田市 総務部防災対策課長
 ひたちなか市 市民生活部生活安全課長
 常陸大宮市 総務部危機管理課長
 那珂市 市民生活部防災課長
 茨城町 総務課長
 大洗町 生活環境課長
 城里町 総務課長
 東海村 村民生活部防災原子力安全課長
 大子町 総務課長
 大田原市 総合政策部危機管理課長
 那須烏山市 総務課長
 茂木町 総務課長
 市貝町 総務課長
 那珂川町 総務課長
 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 安全企画室長
 日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
 鹿島臨海鉄道株式会社 運輸事業部兼安全推進室 安全推進室長
 ひたちなか海浜鉄道株式会社 運輸部 運輸部長

【オブザーバー】

那須町 農林振興課長
 栃木県 農政部農地整備課 水利保全担当主幹
 東京電力リニューアブルパワー株式会社 那須野事業所 土木保守GM
 農林水産省 関東農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
 農林水産省関東農政局 那珂川沿岸農業水利事務所 調査設計課長